

新型コロナウイルス感染症に対する主な商品の取扱いについて

感染が拡大している新型コロナウイルスに関する主な商品の補償の取扱いをご案内いたします。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」といいます。）における「感染症」は、「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」および「新感染症」に分類されており、新型コロナウイルスによる感染症は、2020年1月28日の政府閣議決定により、2020年2月1日付けで感染症法に規定する「指定感染症」に指定されました。

セコム損害保険株式会社

記

1. 保険金のお支払い対象となる主な商品

下表のとおりとなります。

商品	説明
所得補償保険	疾病に起因するものとして所定の条件を満たす場合には、保険金のお支払い対象となります。
医療費用保険	
あんしん家族（注）の生活総合保険特約における「キャンセル費用補償条項」	
労働災害総合保険	労災認定された場合、保険金のお支払い対象となります。

（注）生活総合保険特約付帯の普通傷害保険・家族傷害保険をいいます。

【「入院」の取扱いについて】

お支払いの要件に「入院」を定めている場合において、医師の指示により自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で療養する場合も「入院」として取り扱います。

下表の下線部分につきましては、2020年2月1日に遡ってお支払いの対象とする商品改定（2020年6月実施）を行っておりますので、別途掲載しております「[新型コロナウイルス感染症に対する商品改定について](#)」も併せてご覧ください。

2. 保険金のお支払い対象とならない主な商品

下表のとおりとなります。

商品	説明
各種傷害保険（注1）	新型コロナウイルス感染症は、傷害に該当しないため、保険金のお支払い対象外となります。 また、「特定感染症補償特約」（注2）をセットしている契約は、感染症法に規定する「一類感染症」、「二類感染症」または「三類感染症」のいずれかに該当する感染症が保険金のお支払い対象になりますが、新型コロナウイルスによる感染症は、本ご案内時点でこれらに該当せず保険金のお支払い対象外となります。 <u>（今後、感染症法上の「一類感染症」、「二類感染症」または「三類感染症」のいずれかに指定され、所定の条件を満たす場合には、保険金のお支払い対象となります。）</u>
普通火災保険、店舗総合保険の「休業損失補償特約」	上記「各種傷害保険」における「特定感染症補償特約」（注2）と同様に保険金のお支払い対象外となります。 <u>（今後、感染症法上の「一類感染症」、「二類感染症」または「三類感染症」のいずれかに指定され、所定の条件を満たす場合には、保険金のお支払い対象となります。）</u>
企業費用・利益総合保険の「食中毒感染症利益補償特約」	
生産物賠償責任保険、旅館賠償責任保険、セコム安心総合賠償責任保険（注3）の「食中毒・感染症利益補償特約」	
フランチャイズ・チェーン総合保険における普通保険約款の「休業損失補償条項」	

（注1）「あんしん家族（生活総合保険特約付帯の普通傷害保険・家族傷害保険）」および「ふれあいワイド（天災危険補償特約・特定感染症補償特約（注2）・保険契約の自動継続に関する特約付帯の普通傷害保険）」を含みます。

（注2）正式名称は、次のとおりです。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

（注3）店舗特別約款付帯の賠償責任保険をいいます。

以上